

令和6年度 大東市教育委員会 11月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和6年11月20日（水） 午後1時00分～午後1時45分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-----------|--------|
| ・教育長 | 岡本 功 |
| ・教育長職務代理人 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |
| ・教育委員 | 澤田 真由美 |

4. 出席説明員（14名）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・教育総務部長兼教育企画室長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長 | 渡邊 良 |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 | 芦田 雄一 |
| ・教育総務部次長兼教育総務課長 | 杉谷 明子 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 | 村島 正浩 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 | 青木 浩之 |
| ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 | 有東 良博 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長 | 長町 幸一 |
| ・学校教育政策部教職員課長 | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 | 浅井 裕子 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 | 山本 和人 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐 | 西村 公江 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告 |
| 日 程 第 3 | 教委議案第32号
大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
について |
| 日 程 第 4 | 教委議案第33号
大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日 程 第 5 | 教委議案第34号
大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて |
| 日 程 第 6 | 教委議案第35号
令和7年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について |
| 日 程 第 7 | 一般業務報告 |

7. 教育長の報告 資料

令和6年11月20日

令和6年 10月

教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	火	校園長会、経営会議、表敬訪問(けん玉)	
2	水		
3	木	予算決算委員会(決算審査)	
4	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
5	土	運動会(三箇小)	
6	日		
7	月		
8	火	中学校体育大会	
9	水	庁舎整備に関する推進本部会議	
10	木	特別議会本会議	
11	金		
12	土	運動会(南郷小・深野小)	
13	日		
14	月	スポーツの日	
15	火		
16	水	幹部会議、門真市教育フォーラム	
17	木	教頭・主任会	
18	金	ボイス視察受け入れ(神奈川県秦野市)	
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水	四条北小学校長寿命化設計業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
24	木	近畿都市教育長協議会研究協議会研修会(和歌山県新宮市)	
25	金		
26	土	運動会(住道北小・四条小・北条小・泉小)	
27	日	大東市スポーツ少年団フェスティバル	
28	月	教育委員会定例会、「図書館を使った調べる学習コンクール」2次審査、総合計画・総合戦略推進本部会議	
29	火	(仮称)ほうじょう学園施設整備方針策定業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
30	水		
31	木	北河内地区教育委員会委員研修会	
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

令和6年 11月

令和6年11月20日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	金	教育委員管外視察（愛知県春日井市）	
2	土		
3	日	文化の日表彰式典、市こ連フェスティバル表彰式	
4	休	振替休日	
5	火	予算決算委員会（後期全体会）、生徒会役員交流会（南郷中）	
6	水	運動会（諸福幼）、生徒会役員交流会（諸福中）	
7	木	校園長会	
8	金	教育に関する特別委員会、 弁論大会	
9	土	北条ふれ愛フェスティバル	
10	日	第44回だいたい市民まつり	
11	月		
12	火	人権の花運動（三箇小）、スマスク授業公開研究会（氷野小）、表敬訪問（チアダンス）	
13	水	近畿市町村教育委員会研修大会（オンライン）	
14	木	幼稚園教育振興連絡協議会保護者講演会	
15	金	幹部会議、租税教室感謝状贈呈式	
16	土	大東退職教職員作品展	
17	日		
18	月	経営会議	
19	火	教頭・主任会、生徒会役員交流会（北条中）	
20	水	教育委員会定例会	
21	木		
22	金	勤労感謝の日表敬訪問（大東中央幼稚園）	
23	土	社会教育関係団体連絡協議会スポーツ大会、薬物乱用防止対話集会	
24	日	農業まつり	
25	月	本会議、予算決算委員会（前期全体会）	
26	火		
27	水	大東市小学校連合音楽会	
28	木	感謝状贈呈式	
29	金	生徒会役員交流会（大東中）、（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会、人権週間街頭啓発	
30	土		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

令和6年 12月

令和6年11月20日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	日		
2	月	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
3	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
4	水	北河内地区中学校連合音楽会	
5	木	校園長会、人権週間記念のつどい	
6	金		
7	土	「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式	
8	日		
9	月		
10	火	教頭・主任会	
11	水		
12	木		
13	金	予算決算委員会(後期全体会)	
14	土		
15	日		
16	月	本会議	
17	火	本会議	
18	水	本会議	
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水	四条北小学校長寿命化設計業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
26	木		
27	金		仕事納め
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		
《備考》 変更となる場合があります。			

8．議案書

教委議案第32号

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する
規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和6年11月20日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

教育委員会の権限に属する事務のうち、教育委員会教育長が委任を受けて執行することができる事務及び専決することができる事項について、規定の整備を行うため。

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教委規則第 号

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和46年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

第1条中「委任」を「委任等」に改める。

第2条第5号中「の方針」を削り、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員又は市長の管理に属する行政機関の長に委任し、又は補助執行させること。

(10) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の事務を補助する職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等を行うこと。

第5条の次に次の1条を加える。

（教育長の専決）

第6条 教育委員会は、法第25条第2項第4号に掲げる事務のうち次に掲げる事項は、教育長に専決させることができる。

(1) 教育委員会が指定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の非常勤の職員の任免を行うこと。

(2) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（次号において「府費負担教職員」という。）を除く。）のうち、臨時的に任用される者の任免その他の人事（懲戒を除く。）を行うこと。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の府費負担教職員のうち、臨時的に任用される者の任免その他の人事（懲戒を除く。）の内申を行うこと。

2 教育長は、前項の規定により専決することができる事項の一部を教育委員会事務局の職員に専決又は代決をさせることができる。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則新旧対照表（案）

新	旧
○<u>大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</u> 昭和４６年１０月１１日 教委規則第５号 （目的） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の<u>委任等</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。 （委任） 第２条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （１） 法第２５条第２項各号に掲げる事務に関すること。 （２） 教育委員会の主催に係る重要な行事計画を決定すること。 （３） 教育施設の整備計画を決定すること。 （４） 職員研修の方針に関すること。	○<u>大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則</u> 昭和４６年１０月１１日 教委規則第５号 （目的） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の<u>委任</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。 （委任） 第２条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （１） 法第２５条第２項各号に掲げる事務に関すること。 （２） 教育委員会の主催に係る重要な行事計画を決定すること。 （３） 教育施設の整備計画を決定すること。 （４） 職員研修の方針に関すること。

(5) 教科用図書の採択_____を決定すること。

(6) 表彰者を決定すること。

(7) 社会教育委員等を委嘱すること。

(8) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）及び請願等に関すること。

(9) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員又は市長の管理に属する行政機関の長に委任し、又は補助執行させること。

(10) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の事務を補助する職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等を行うこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項に関すること。

第3条～第5条 （略）

（教育長の専決）

第6条 教育委員会は、法第25条第2項第4号に掲げる事務のうち次に掲げる事項は、教育長に専決させることができる。

(1) 教育委員会が指定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の非常勤の

(5) 教科用図書の採択の方針を決定すること。

(6) 児童、生徒の就学すべき学校の区域を決定すること。

(7) 表彰者を決定すること。

(8) 社会教育委員等を委嘱すること。

(9) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）及び請願等に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項に関すること。

第3条～第5条 （略）

職員の任免を行うこと。

(2) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（次号において「府費負担教職員」という。）を除く。）のうち、臨時的に任用される者の任免その他の人事（懲戒を除く。）を行うこと。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の府費負担教職員のうち、臨時的に任用される者の任免その他の人事（懲戒を除く。）の内申を行うこと。

2 教育長は、前項の規定により専決することができる事項の一部を教育委員会事務局の職員に専決又は代決をさせることができる。

教委議案第 33 号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 19 号及び第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 20 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正することに伴い、
所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程（案）

令和 年 月 日

教委庁達第 号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成3年教委庁達第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事務」の次に「及び大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和46年教委規則第5号）第6条第1項に規定する事項」を加える。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程新旧対照表

新	旧
○大東市教育委員会事務局事務決裁規程 平成3年4月1日 教委庁達第1号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程（昭和46年教委庁達第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、大東市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長又は専決する者（以下「専決者」という。）が、その権限に属する事務<u>及び大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和46年教委規則第5号）第6条第1項に規定する事項</u>について意思決定することをいう。	○大東市教育委員会事務局事務決裁規程 平成3年4月1日 教委庁達第1号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程（昭和46年教委庁達第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、大東市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長又は専決する者（以下「専決者」という。）が、その権限に属する事務について意思決定することをいう。

- (2) 専決 専決者が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
 - (3) 代決 教育長又は専決者（以下「決裁者」という。）が不在のときに、その権限に属する事務について、この規程に定める者が、臨時にそれらの者に代わって決裁することをいう。
 - (4) 部長 大東市教育委員会事務局組織規則（令和３年教委規則第１号。以下「教委規則」という。）第３条第１項に規定する部長をいう。
 - (5) 総括次長 教委規則第３条第２項に規定する総括次長をいう。
 - (6) 次長 教委規則第３条第３項に規定する次長をいう。
 - (7) 参事 教委規則第３条第３項に規定する参事をいう。
 - (8) 課長 教委規則第３条第１項に規定する課長をいう。
 - (9) 課長補佐 教委規則第３条第２項に規定する課長補佐をいう。
 - (10) 上席主査 教委規則第３条第２項に規定する上席主査をいう。
- (決裁等の順序)

- (2) 専決 専決者が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
 - (3) 代決 教育長又は専決者（以下「決裁者」という。）が不在のときに、その権限に属する事務について、この規程に定める者が、臨時にそれらの者に代わって決裁することをいう。
 - (4) 部長 大東市教育委員会事務局組織規則（令和３年教委規則第１号。以下「教委規則」という。）第３条第１項に規定する部長をいう。
 - (5) 総括次長 教委規則第３条第２項に規定する総括次長をいう。
 - (6) 次長 教委規則第３条第３項に規定する次長をいう。
 - (7) 参事 教委規則第３条第３項に規定する参事をいう。
 - (8) 課長 教委規則第３条第１項に規定する課長をいう。
 - (9) 課長補佐 教委規則第３条第２項に規定する課長補佐をいう。
 - (10) 上席主査 教委規則第３条第２項に規定する上席主査をいう。
- (決裁等の順序)

第3条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する上席主査又は課長から順次所属上司の決定を経て教育長の決裁を受けるものとする。

2 専決できる事項については、前項の手続過程において、専決者の専決を受けるものとする。

(合議)

第4条 前条の規定によりその事務を処理する場合を除くほか、他の課等に関係のあるものは、関係課等に合議しなければならない。

(専決及び代決の効力)

第5条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(教育長の決裁を要する事項)

第6条 教育長の決裁を受けなければならない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針に基づく実施細目を決定すること。
- (2) 教育行政に係る事業計画に基づく実施方針を決定すること。
- (3) 事務局職員（課長相当職以上の職員を除く。）の配置を決定すること。

第3条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する上席主査又は課長から順次所属上司の決定を経て教育長の決裁を受けるものとする。

2 専決できる事項については、前項の手続過程において、専決者の専決を受けるものとする。

(合議)

第4条 前条の規定によりその事務を処理する場合を除くほか、他の課等に関係のあるものは、関係課等に合議しなければならない。

(専決及び代決の効力)

第5条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(教育長の決裁を要する事項)

第6条 教育長の決裁を受けなければならない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針に基づく実施細目を決定すること。
- (2) 教育行政に係る事業計画に基づく実施方針を決定すること。
- (3) 事務局職員（課長相当職以上の職員を除く。）の配置を決定すること。

(4) 重要な各種行事の施行を決定すること。

(5) 前各号の事項以外の重要又は異例と認められること。

2 前項に定めるもののほか、教育長の決裁を受けなければならない事項は、大東市事務決裁規程（平成3年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

（部長、課長及び上席主査の専決事項）

第7条 部長、課長及び上席主査限りで専決できる共通の事項は、事務決裁規程別表第1を準用する。

2 前項に定めるもののほか、部長、課長及び上席主査限りで専決できる個別の事項は、別表のとおりとする。

（専決の特例）

第8条 部長が専決できる事項のうち、あらかじめ教育長の承認を得て部長が指定する事項については、総括次長が専決することができる。

2 参事は、担任する事務のうち、あらかじめ教育長の承認を得て所属の上司が指定する事項について専決することができる。

（専決に係る報告）

第9条 専決者は、専決した場合において必要があると認め

(4) 重要な各種行事の施行を決定すること。

(5) 前各号の事項以外の重要又は異例と認められること。

2 前項に定めるもののほか、教育長の決裁を受けなければならない事項は、大東市事務決裁規程（平成3年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

（部長、課長及び上席主査の専決事項）

第7条 部長、課長及び上席主査限りで専決できる共通の事項は、事務決裁規程別表第1を準用する。

2 前項に定めるもののほか、部長、課長及び上席主査限りで専決できる個別の事項は、別表のとおりとする。

（専決の特例）

第8条 部長が専決できる事項のうち、あらかじめ教育長の承認を得て部長が指定する事項については、総括次長が専決することができる。

2 参事は、担任する事務のうち、あらかじめ教育長の承認を得て所属の上司が指定する事項について専決することができる。

（専決に係る報告）

第9条 専決者は、専決した場合において必要があると認め

るときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代決)

第10条 決裁者が不在であるときは、次の表に掲げる第1代決者が、決裁者及び第1代決者がともに不在であるときは、第2代決者が、それぞれ代決することができる。

決裁者	第1代決者	第2代決者
教育長	主管部長	主管総括次長
部長	主管総括次長	主管課長
課長	課長補佐	主管上席主査
上席主査	課長補佐	課長

- 2 前項の場合において、代決者となるべき者が複数あるときは、当該事項を担当する者を第1順位とし、担当以外の者を第2順位とする。
- 3 第8条第1項の規定により、総括次長に専決事項を指定したときは、総括次長の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を総括次長と読み替えるものとする。
- 4 第8条第2項の規定により、部長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を参事と読み替えるものとする。

るときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代決)

第10条 決裁者が不在であるときは、次の表に掲げる第1代決者が、決裁者及び第1代決者がともに不在であるときは、第2代決者が、それぞれ代決することができる。

決裁者	第1代決者	第2代決者
教育長	主管部長	主管総括次長
部長	主管総括次長	主管課長
課長	課長補佐	主管上席主査
上席主査	課長補佐	課長

- 2 前項の場合において、代決者となるべき者が複数あるときは、当該事項を担当する者を第1順位とし、担当以外の者を第2順位とする。
- 3 第8条第1項の規定により、総括次長に専決事項を指定したときは、総括次長の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を総括次長と読み替えるものとする。
- 4 第8条第2項の規定により、部長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を参事と読み替えるものとする。

5 第8条第2項の規定により、課長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が部長及び上席主査である事項については、第2代決者を参事と読み替えるものとする。

(代決の制限)

第11条 前条に規定する代決は、次に掲げる事項については、これをしてはならない。

- (1) あらかじめ代決してはならないものと指示された事項
- (2) 異例であると認められる事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 成規の解釈上疑義がある事項
- (5) 紛議論争があるもの及び将来その原因となると認められる事項

(代決の特例)

第12条 第10条に規定するそれぞれの代決者が不在のために、その事項を代決することができない場合において、その事項がなお特に至急に処理しなければならないときは、前条に規定する場合のほか、それぞれ該当する専決者の所属する直属の上司の決裁を得ることによって、代決されたものとみなしてこれを処理することができる。

(代決に係る手続)

5 第8条第2項の規定により、課長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が部長及び上席主査である事項については、第2代決者を参事と読み替えるものとする。

(代決の制限)

第11条 前条に規定する代決は、次に掲げる事項については、これをしてはならない。

- (1) あらかじめ代決してはならないものと指示された事項
- (2) 異例であると認められる事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 成規の解釈上疑義がある事項
- (5) 紛議論争があるもの及び将来その原因となると認められる事項

(代決の特例)

第12条 第10条に規定するそれぞれの代決者が不在のために、その事項を代決することができない場合において、その事項がなお特に至急に処理しなければならないときは、前条に規定する場合のほか、それぞれ該当する専決者の所属する直属の上司の決裁を得ることによって、代決されたものとみなしてこれを処理することができる。

(代決に係る手続)

第13条 代決した事項については、速やかに決裁者に報告し、又は関係文書を閲覧に供さなければならない。 (教育委員会に置く機関の特例) 第14条 教育委員会に置く機関において、当該機関の長が専決又は代決できる事項については、教育委員会が別に定める。 (その他) 第15条 この規程に定めるもののほか、専決事項について疑義が生じた場合は、教育総務部長が学校教育政策部長の意見を聴いて区分を定めるものとする。 (非常災害の場合の事務処理) 第16条 教育長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この規程にかかわらず、別に指示を行うことができる。	第13条 代決した事項については、速やかに決裁者に報告し、又は関係文書を閲覧に供さなければならない。 (教育委員会に置く機関の特例) 第14条 教育委員会に置く機関において、当該機関の長が専決又は代決できる事項については、教育委員会が別に定める。 (その他) 第15条 この規程に定めるもののほか、専決事項について疑義が生じた場合は、教育総務部長が学校教育政策部長の意見を聴いて区分を定めるものとする。 (非常災害の場合の事務処理) 第16条 教育長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この規程にかかわらず、別に指示を行うことができる。
--	--

教委議案第 3 4 号

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市立青少年教育センターの開館時間、登録制の対応及び実費徴収について、運用実態に即した規定に改めるため。

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教 委 規 則 第 号

大東市立青少年教育センター条例施行規則（平成 14 年教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間の特例）

第 1 条の 2 条例第 4 条第 2 項に規定する大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める開館時間とすることができる。

- (1) 午後 4 時から午後 9 時までの時間帯において、大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）の施設の使用の許可を受けた者がいない場合 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
- (2) 午後 6 時から午後 9 時までの時間帯において、センターの施設の使用の許可を受けた者がいない場合 午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) 条例第 3 条に規定する事業を実施するため、開館時間を変更する必要がある場合 委員会が別に定める時刻から委員会が別に定める時刻まで
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、災害の発生又はそのおそれがある場合等により開館時間を変更する必要がある場合 委員会が別に定める時刻から委員会が別に定める時刻まで

第 2 条中「2 か月」を「1 か月」に、「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第 3 条第 2 項中「大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

第 4 条第 1 項中「を委員会に提出しなければ」を「により、委員会に届け出なければ」に改め、同条第 2 項中「使用内容の」を「規定による」に改める。

第 4 条の 2 を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(使用の特例)

第4条の2 センターの施設を使用しようとする者であって、占用して施設を使用しないものは、前3条の規定にかかわらず、センターがあらかじめ発行する登録証の提示及び確認を受けることにより、使用許可申請書の提出及び条例第6条の許可があったものとみなす。

2 前項の登録証の交付を受けた者は、当該登録証を紛失したときは、その旨をセンターに届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、実費相当額として、20円を負担しなければならない。

第9条第7号中「許可すること」の次に「（登録証の発行を含む。）」を加える。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立青少年教育センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、大東市立青少年教育センター条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。 <u>(開館時間の特例)</u> <u>第1条の2 条例第4条第2項に規定する大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める開館時間とすることができる。</u> <u>(1) 午後4時から午後9時までの時間帯において、大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）の施設の使用の許可を受けた者がいない場合 午前9時から午後5時30分まで</u> <u>(2) 午後6時から午後9時までの時間帯において、センターの施設の使用の許可を受けた者がいない場合 午前9時から午後6時まで</u> <u>(3) 条例第3条に規定する事業を実施するため、開館時間を変更する必要がある場合 委員会が別に定める時刻から委員会が別に定める時刻まで</u>	(目的) 第1条 この規則は、大東市立青少年教育センター条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害の発生又はそのおそれがある場合等により開館時間を変更する必要がある場合 委員会が別に定める時刻から委員会が別に定める時刻まで

(使用の申請)

第2条 条例第6条の規定により使用の許可を受けようとする者は、施設を使用する日の1か月前から同日の7日前までに使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 委員会は、条例第6条の規定により使用を許可したときは、申請をした者に使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の使用許可は、連続して3日以上使用する場合には、行うことはできない。ただし、委員会が特別の必要があると認めるとき、又はセンターの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の変更等)

第4条 条例第6条の規定により許可を受けた者が、その許可された使用内容を変更し、又は使用を取り消すときは、

(使用の申請)

第2条 条例第6条の規定により使用の許可を受けようとする者は、施設を使用する日の2か月前から同日の7日前までに使用許可申請書（様式第1号）を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 委員会は、条例第6条の規定により使用を許可したときは、申請をした者に使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の使用許可は、連続して3日以上使用する場合には、行うことはできない。ただし、委員会が特別の必要があると認めるとき、又は大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の変更等)

第4条 条例第6条の規定により許可を受けた者が、その許可された使用内容を変更し、又は使用を取り消すときは、

変更・取消届出書（様式第3号）により、委員会に届け出なければならない。

- 2 委員会は前項の規定による届出があったときは、速やかに変更事項の諾否を決定し、当該届出をした者に申請事項変更承諾書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用の特例）

第4条の2 センターの施設を使用しようとする者であつて、占用して施設を使用しないものは、前3条の規定にかかわらず、センターがあらかじめ発行する登録証の提示及び確認を受けることにより、使用許可申請書の提出及び条例第6条の許可があったものとみなす。

- 2 前項の登録証の交付を受けた者は、当該登録証を紛失したときは、その旨をセンターに届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、実費相当額として、20円を負担しなければならない。

（使用の制限）

第4条の3 委員会は、本市内に住所を有する者その他委員会が認める者以外の者のセンターの施設の使用により条例第6条第3号に該当することを防止するため、条例第4条に定めるセンターの開館時間の一部において、その使用を制限することができる。

（使用料の返還）

変更・取消届出書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は前項の使用内容の届出があったときは、速やかに変更事項の諾否を決定し、当該届出をした者に申請事項変更承諾書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用の制限）

第4条の2 委員会は、本市内に住所を有する者その他委員会が認める者以外の者のセンターの施設の使用により条例第6条第3号に該当することを防止するため、条例第4条に定めるセンターの開館時間の一部において、その使用を制限することができる。

（使用料の返還）

第5条 条例第8条ただし書の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の返還をすることができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によって使用することができない場合 既納の使用料の10割

(2) 使用者が次に掲げる日に変更・取消届出書を提出した場合

ア 使用日前4日から7日前までの日 既納の使用料の5割

イ 使用日の前日から3日前までの日 既納の使用料の3割

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の減免をすることができる。

(1) 大東市又は委員会が主催する行事である場合 10割減免

(2) 社会教育団体による活動である場合 5割減免

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認

第5条 条例第8条ただし書の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の返還をすることができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によって使用することができない場合 既納の使用料の10割

(2) 使用者が次に掲げる日に変更・取消届出書を提出した場合

ア 使用日前4日から7日前までの日 既納の使用料の5割

イ 使用日の前日から3日前までの日 既納の使用料の3割

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の減免をすることができる。

(1) 大東市又は委員会が主催する行事である場合 10割減免

(2) 社会教育団体による活動である場合 5割減免

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認

める場合 5割減免

- 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、減免の承認をした者に対して、使用料減免承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（職員）

第7条 センターに次の職員を置く。

- (1) センターの長（以下「所長」という。）
- (2) その他の職員

- 2 前項に規定する職員のほか、センターに所長補佐、上席主査及び主査を置くことができる。

（職務）

第8条 所長は、上司の命を受け、所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 上席主査は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。
- 4 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（所長の専決事項）

める場合 5割減免

- 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、減免の承認をした者に対して、使用料減免承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（職員）

第7条 センターに次の職員を置く。

- (1) センターの長（以下「所長」という。）
- (2) その他の職員

- 2 前項に規定する職員のほか、センターに所長補佐、上席主査及び主査を置くことができる。

（職務）

第8条 所長は、上司の命を受け、所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 上席主査は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。
- 4 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（所長の専決事項）

第9条 所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) センターに所属する職員（以下「所属職員」という。）の事務分担を決定すること。
- (2) 所属職員に休暇、早退、遅参、欠勤及び忌服を許可し、又は承認すること。
- (3) 所属職員に管内出張を命令し、その復命を受理すること。
- (4) 所属職員に時間外勤務及び休日出勤を命じること。
- (5) センター資料の選択及び収集に関する事務を処理すること。
- (6) 条例に基づく事業（軽易なものに限る。）を行うこと。
- (7) センターの施設等の使用を許可すること（登録証の発行を含む。）。
- (8) その他所管に属する軽易及び定例的な事務を処理すること。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第9条 所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) センターに所属する職員（以下「所属職員」という。）の事務分担を決定すること。
- (2) 所属職員に休暇、早退、遅参、欠勤及び忌服を許可し、又は承認すること。
- (3) 所属職員に管内出張を命令し、その復命を受理すること。
- (4) 所属職員に時間外勤務及び休日出勤を命じること。
- (5) センター資料の選択及び収集に関する事務を処理すること。
- (6) 条例に基づく事業（軽易なものに限る。）を行うこと。
- (7) センターの施設等の使用を許可すること。

- (8) その他所管に属する軽易及び定例的な事務を処理すること。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

教委議案第 35 号

令和 7 年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定に基づき、令和 7 年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 20 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

令和7年度 大東市立小・中学校教職員人事基本方針(案)

令和6年11月 日 制定

大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「令和7年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、及び各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び地区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

大東市立小・中学校教職員人事基本方針 新旧対照表

新	旧
<u>令和7年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針 豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和7年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。 1 同 右 2 同 右 3 同 右 4 同 右 5 同 右	<u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針 豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和6年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。 1 本市のめざす教育、及び各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。 2 児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び地区内異動等の人事を積極的に進める。 4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

令和7年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領(案)

令和7年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

1. 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動(以「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

(6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

② ①以外の者

現任校において5年以上勤務する者。ただし、最長9年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が5年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が9年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

2. 校長及び教頭の人事について

校長及び教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性及び若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<u>令和7年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 <u>令和7年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。 1. 教職員の人事について (1)過欠員の調整 同 右 (2)教職員構成の適正化 ① 同 右	<u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 <u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。 1. 教職員の人事について (1)過欠員の調整 児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。 (2)教職員構成の適正化 ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

新	旧
② 同 右 (3)学校の活性化を図る人事の推進 同 右 (4)市町村間等における人事交流の推進 同 右 (5)新規採用教職員の人事 同 右	②「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。 なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。 (3)学校の活性化を図る人事の推進 学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。 (4)市町村間等における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。 (5)新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。 また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

新	旧
(6) 首席・指導教諭の配置 同 右 (7) 異動の対象者 同 右 ① 新規採用者 同 右 ② ①以外の者 現任校において<u>5年</u>以上勤務する者。ただし、最長<u>9年</u>を目途とする。 ・ 現任校における勤務年数が<u>5年</u>未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。 ・ 現任校における勤務年数が<u>9年</u>以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。	(6) 首席・指導教諭の配置 首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。 (7) 異動の対象者 学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。 ① 新規採用者 現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。 ② ①以外の者 現任校において<u>6年</u>以上勤務する者。ただし、最長<u>10年</u>を目途とする。 ・ 現任校における勤務年数が<u>6年</u>未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。 ・ 現任校における勤務年数が<u>10年</u>以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

新	旧
2. 校長及び教頭の人事について 同 右	2. 校長及び教頭の人事について 校長及び教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性及び若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。
3. 女性教職員の人事について (1) 同 右 (2) 同 右	3. 女性教職員の人事について (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。 (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

9. 一般業務報告

1. (仮称)大東市立ほうじょう学園の進捗状況について

(仮称)大東市立ほうじょう学園の進捗状況について

1. 大東市立ほうじょう学園施設整備方針策定業務委託に係る大東市プロポーザル方式事業者選定の内容について

①開催日

令和6年8月7日 第一回選定委員会【内容：募集要領等について】

令和6年10月29日 第二回選定委員会【内容：プレゼンテーションと選考について】

②選定委員

- ・岡本教育長
- ・大学教授（専門：教育）
- ・大学准教授（専門：建築・環境デザイン）
- ・民間専門家（一般財団法人所属 専門：建築防災）
- ・民間専門家（府建築士会所属 一級建築士）
- ・本市校長 2名

③契約候補者 【第一位契約候補者（最優秀提案者）】

株式会社浦辺設計 79.31点

次点 64.58点 他1社

④今後の予定

第一位契約候補者（最優秀提案者）と委託内容について調整を行い、協議が整った場合に委託契約を行う。

⑤契約予定期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

2. 説明会等、周知の状況について

～現在の状況～

令和6年10月25日 北条中学校（保護者）…文化祭でのチラシ配布とアンケートの依頼

11月 1日 北条認定こども園（保護者）…保護者会にて基本構想の説明、質疑応答

11月 5日 公民館（公園利用者）…基本構想の説明、質疑応答

11月 9日 いいもりぷらざ（地域住民）…ふれ愛フェスティバルでのチラシ配布とアンケートの依頼

～今後の予定～

11月 北条小学校（新入学児童の保護者）…就学予定児健康診断における広報

2月 北条小学校（保護者）…参観日での広報

いいもりぷらざ（地域住民）…地域説明会を開催

3. 検討委員会について

11月末 第6回（今年度1回目）検討委員会の開催を予定。現在調整中。

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から11月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和6年11月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりしくお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第2「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 活動状況は別紙資料のとおりですが、前回の教育委員会定例会以降の5点について報告いたします。 まず1点目は、10月31日に実施されました「北河内地区教育委員会教育委員研修」でございます。太田委員とともに出席いたしました。 今年度4月に開校いたしました、施設一体型小中一貫教育校であります寝屋川市立望が丘小学校・中学校を見学いたしました。 9年間の学びの連続性・系統性を意識し、多様な教育活動に対応できる空間の工夫について、教室はもとより職員室・保健室・学校図書館のつくり、地域交流スペースの活用について、そして安全面の配慮等、さまざまな観点から見学いたしました。 また、日本ユニセフ協会のコンサルタントの方より、「子どもの権利条約と子どもの権利を大切にする教育について」をテーマに講演がございました。今後取組が進むであろう子どもの権利や意見表明等について、その理念や実践を学ぶことができました。 2点目は11月1日、教育委員管外視察として教育委員の皆様とともに愛知県春日井市立高森台中学校公開授業を参観し、その後出川小学校で行われた全体会にも参加いたしました。 出川小学校・高森台中学校は文部科学省リーディングDX指定校であり、「情報の時間」を要として、すべての授業において、「何ができるようになるか」の資質・能力を育成するために、問題解決のツールとしてタブレットが有効に活用されていきました。 「どのような課題を追究するか」「どのように学習を進めるか」「誰と学ぶか」などの学び方も全授業共通しており、特に印象深かったの

は、課題と向き合う個人思考が大切にされていて、そのことが定着していたことです。

その個人思考の質の高さがあるからこそ、「学び合い」がより深まり、広がるという点が、課題設定の在り方と合わせて、今後の本市の協同学習にとってたいへん参考になるものと感じました。

3点目は11月3日、ご来賓、教育委員の皆様ご出席のもと「文化の日表彰式典」がキラリエホールにて執り行われました。

9月定例会でご議決いただきましたとおり、大東市教育委員会表彰として、子どもの健全育成やスポーツ振興に関してご功績顕著なる4名の方に対し、感謝・ご顕彰申し上げ、表彰状を授与させていただきました。

4点目は11月8日に実施されました「第19回大東市小中学生弁論大会」でございます。

教育委員の皆様もご観覧ありがとうございました。

市内小学6年生856名、中学生2201名の応募者のうち、各学校での1次予選、教育委員会での2次予選を経て入賞者として選ばれた小学生4名、中学生4名がすばらしい弁論を披露してくれました。

自分の経験や学びを通して考えたこと、家族への思い、友だちとのつながり、大東市のことなど内容はもとより、表現の面でも感心させられました。

また、小学5年生による「1分間スピーチ」では、自校の良いところや自慢できるところをしっかりとスピーチしてくれました。

今後も弁論大会のみならず、言語能力の育成に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

5点目は11月13日、「近畿市町村教育委員会研究大会」がオンラインにて開催されました。

「学校と地域でつくる学びの未来 ～コミュニティ・スクールの可能性～」と題して東京都三鷹市教育委員会事務局より講演があり、その後、事例発表「多様な学び支援について」が奈良県奈良市より、「子育て応援・相談センター ほっとステーション ～こどもまんなかの視点に立った教育を目指して～」が奈良県天理市よりございました。

特に天理市の発表は、市として「保護者対応窓口」を設置した経緯、趣旨、効果などについてのものであり、たいへん興味深い内容でした。

私からの報告は以上でございます。

委員の皆様からご感想やご意見などはございませんでしょうか。

太田委員

北河内地区教育委員会委員研修会に教育長と二人で参加し、望が丘小・中学校を見学しました。

この中で望が丘小・中学校を見られた方はいますか。

良い意味でも悪い意味でも、すごいです。すごいのその一言に尽きます。入った瞬間から美術館に来たみたいな感じです。

教室の作りも廊下と併用しながら、広々としているというような印象でした。プールも5階にあり、室内プールという設定にしてありました。何せすごいなという実感として持って帰ってきました。

ただ、さすが隈研吾先生が設計されたというところではありますが、予算をかけて作られただけはあるなど。

ただ、子どもがあそこで生活をしていくということになってきたときに、やはり疑問があるのは安全面だと若干思いました。

開放感はもちろんありますが、相反する中で安全面ということがあったということと、もう一つは、小学校中学校ともに校長先生がいらっしゃるというような設定で、学校運営としてどこを向いていくのか少し見えにくいところがありました。

昼からの講演会は、ユニセフの話で大変参考になり、中身も良かったと思いながら帰ってきました。以上です。

岡本教育長

はい、ありがとうございます。
他に何か感想、ご意見はありますでしょうか

中野委員

私は管外視察と弁論大会に参加させていただいて、管外視察の方の中身は少し置いておいて、やはり来られてる方々の先生の熱量というか、学ぶぞという姿勢にはすごく感銘を受けました。こうやって自分の持っている学校であるなり、地域の何か力になればいいと思いながら来られている先生方の熱量と、大東市からも 1 人先生が来られていたとお見受けしましたが、あんなに遠いところまで行くという熱量というのは非常に称赞したいなという思いでした。

一方で中身の方は、ここまでタブレットを使い倒すかというぐらいの活用量で、驚いたのが体育の授業でも振り返りを記入されているようで、体育の授業までタブレットを使われているというところは大変勉強になりました。

弁論大会も特に今年は盛大でした。やはり生徒の応援の力というのが非常に後押しとなっていて、あれを舞台から見たらすごい景色なんだろうなと思いました。小学生、中学生の年頃で、あの景色を見たという経験は、非常に今後の人生の役にも立つと思いながら見ておりました。以上です。

岡本教育長

はい、ありがとうございます。
他いかがでしょうか

岡本教育長

日程第 2 「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

まず、日程第 3 教委議案第 3 2 号 大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、及び日程第 4 教委議案第 3 3 号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、以上 2 件を一括議題としたいと思います。理事者より、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

教委議案第 3 2 号 大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、及び教委議案第 3 3 号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、あわせてご提案申し上げます。

まず、教委議案第 3 2 号 大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則については、教育委員会の権限に属する

事務のうち、教育長が教育委員会から委任を受けて執行することができる事務、及び教育長が専決することができる事項について、規定の整備を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第1項の規定に基づき制定を行うものでございます。議案書の次のページが改め文となっており、さらにその次に新旧対照表がございます。こちらの新旧対照表をご覧ください。

主な改正点としましては、3点ございます。まず1点めは、新たに「教育長の専決」に関する規定を設けたことでございます。新旧対照表の2ページをご覧ください。2ページの左下の部分に、第6条として「教育長の専決」に関する規定を追加しております。これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項第4号において規定されている事務のうち、一部の事項について、教育委員会が教育長に専決させることができ、さらに教育長は専決することができる事項の一部を教育委員会事務局の職員に専決又は代決させることができるものと定めるものでございます。具体例としまして、教育委員会の附属機関である委員会などの委員の委嘱や、教育委員会事務局や大東市立小・中学校等に勤務する市の会計年度任用職員の任免等、大東市立小・中学校等に勤務する府費負担教職員のうち、臨時的に任用される者に対する任免等の「内申」に係る事項などでございます。

当該規定に該当しない職員の任免等につきましては、これまでどおり教育委員会でご議決をいただく、又は教育長による臨時代理を経て教育委員会へご報告をさせていただく取扱となります。

2点めは、教育委員会が教育長に委任する事務から除外される事項に関する規定の整備を行うものでございます。

3点めは、先ほどの説明で「教育長の専決」規定を設けたことに伴い、規則の題名及び第1条における「委任」という表記を「委任等」に改めるなどの規定の整備を行うものでございます。

施行は、令和7年1月1日の予定としております。

続きまして、教委議案第33号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。

本議案は、先ほどご説明申し上げました「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正」に伴う規定の整備を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第19号及び第25条第2項第2号の規定に基づき制定を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。主な改正点といたしては、当該規程における「決裁」の対象に、改正後の「大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第6条第1項」に規定する「教育長の専決」事項を追加するものでございます。

なお、改正後の「大東市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第6条第2項に基づき、教育長が「専決することができる事項の一部を教育委員会事務局の職員に専決又は代決をさせる」際のルールが、本規程の定めによるものとなります。

施行は、令和7年1月1日の予定としております。

説明は以上でございます。

何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員	ご説明ありがとうございました。質問ですが、教委議案第32号の新旧対照表2ページ目で、「(6) 児童、生徒の就学すべき学校の区域を決定すること。」が新しい方では消えています。どういう理由でしょうか。
杉谷次長	これにつきましては、今回新たにというよりも、事務委任規則の中に規定をさせていただいたということでございます。
北本部長	令和6年の1月教育委員会会議におきまして、大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を制定いただきました。 教育委員会規則の制定をいただいたために一つ一つのその校区をこの会議の場でご決定いただくのではなく、規則の制定改正をもって、今後決定をいただくという趣旨で今、第2条の第6号から削除したということでございます。
岡本教育長	他はいかがでしょうか。無いようでしたら、これから順次採決いたします。 最初に、日程第3 教委議案第32号 大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決しました。
岡本教育長	次に、日程第4 教委議案第33号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、承認の委員は挙手願います。 【挙手全員】
岡本教育長	賛成全員により可決しました。
岡本教育長	続きまして、日程第5 教委議案第34号 大東市青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。
前島所長	教委議案第34号 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由及び提案内容をご説明申し上げます。 議案書ならびに新旧対照表をご覧ください。 まず、今回の改正の主なものは、北条・野崎の両教育センターにおける開館時間や、利用にあたっての登録制の対応、および事務手続きに係る実費徴収につきまして、センターの運営実態に即した規定に改めるものでございます。 理由といたしましては、本年1月22日に実施されました、教育総務部に対する定期監査におきまして、施設を利用するための登録を必要とするのにその根拠が不明瞭であることや、利用形態に応じた開館

時間が規定されていないこと、また登録証の再発行時の20円の実費徴収についても法規的な裏付けがないなど、現状の例規上の規定と、実際の運用との齟齬についてご意見をいただいたことにより、法規的判断を含め検討を重ねまして、大東市立青少年教育センター条例施行規則にそれぞれの根拠を持たせることで、運用実態との齟齬を解消させるものです。

具体的には、現行の規則にご説明いたしました内容等が反映されるよう、加筆・修正を行ったものでございます。

まず、規則の第1条に、第1条の2として「開館時間の特例」で、利用形態やセンターの運営上必要に応じて開館時間を柔軟に変動できる旨の規定を加えます。

次に第2条につきまして、前半部分は使用の申請期間の改正、後半部分は表記の整備となります。第3条第2項および第4条第1項は、いずれも表記の整備でございます。

最後に第4条に、第4条の2として「使用の特例」で、利用登録制の実施および登録証の発行についての規定と、登録証の紛失時における再発行の実費相当額の負担を求める旨の規定を加えます。

なお、このたびの規則改正の趣旨は、現行の規定内容を従来のセンターの運営実態に即したものとなるように改めることと、一部表記の整備を併せて行うものであり、運営の内容を大きく変更するというものではございません。

以上が、「大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

なにとぞ、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長

次に、日程第6 教委議案第35号 令和7年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、提案理由の説明をお願いいたします。

泉谷課長

教委議案第35号をご覧ください。令和7年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第3号の規定に基づき、令和7年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。

それでは資料2枚目「令和7年度大東市立小・中学校教職員人事基

本方針（案）」をご覧ください。

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の１から５の事項に重点をおいて適正な人事を行うものです。

人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はございません。したがって、資料３枚目にあります新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を資料４枚目「令和７年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領（案）」に示しております。資料４枚目をご覧ください。概要につきましてご説明させていただきます。

まず、１．教職員の人事についてです。

（１）につきましては、計画的な配置換および広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。

次に（２）（３）につきましては年齢別や性別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適性に配置し、学校長の経営方針のもと、教職員構成の適正化及び教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に（４）～（６）につきましては、市町村間等における異動を積極的に推進するとともに、新規採用教職員につきましては、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。また、首席及び指導教諭の配置については、学校運営体制・機能の充実等を図るため、計画的に行ってまいります。

次に（７）につきましては、学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。

なお、異動年限の基準につきまして、新規採用者は４年以上、最長６年を目途で変更はございませんが、大阪府教育委員会の示す人事取扱要領の変更に伴い、それ以外のものにつきまして昨年度までの６年以上、最長１０年を目途から５年以上、最長９年を目途と変更しております。

続いて、２．校長及び教頭の人事についてです。

校長および教頭の任用については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に３．女性教職員の人事については、主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、母性保護の観点に十分留意してまいります。

以上、変更点等を資料６枚目以降の新旧対照表にまとめております。本市の人事取扱要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となっており、今年度の大阪府の人事取扱要領において変更のあった異動年限に加え、年次修正をしております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、提案をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

岡本教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
太田委員	方針に問題はないのですが、令和６年度、今現在小・中学校でいわゆる欠員になっている先生は何名ぐらいですか。
泉谷課長	欠員状況でございますが、小学校で１名、中学校で２名となっております。
太田委員	中学校の教科は何ですか。
泉谷課長	中学校は英語と数学でございます。
岡本教育長	他に質問はありますでしょうか。 無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。
【挙手全員】	
岡本教育長	賛成全員により可決しました。 以上で本日の議事を終わります。
岡本教育長	次に、日程第７ 一般業務報告について でございます。
岡本教育長	１番、（仮称）大東市立ほうじょう学園の進捗状況について、報告をお願いします。
有東課長	一般業務報告（仮称）大東市立ほうじょう学園の進捗状況について、ご報告申し上げます。 お手元資料をご覧ください。 「１．大東市立ほうじょう学園施設整備方針策定業務委託に係る大東市プロポーザル方式事業者選定の内容について」、でございます。 この度、９月定例月議会で補正予算をご議決頂きました、基本設計と実施計画をまとめた「施設整備方針」の策定業務委託につきまして、公募型プロポーザル方式での選考による準備行為として、８月７日に第一回選定委員会を開催し、募集要領等についてご議論いただきました後、公募を行いました。 補正予算議決後の１０月２９日に第二回選定委員会を開催し、応募事業者から企画提案内容についてのプレゼンテーション、質疑応答を経て、契約候補者を決定いたしました。 選定委員につきましては、岡本教育長、本市校長２名の他、大学教授等、各分野の専門家の方々、４名にご協力をいただきました。 契約候補者は、株式会社浦辺設計様に決定し、こちらは義務教育学校である、守口市立さつき学園の設計の他、小中高校についても設計実績のある会社でございます。現在、委託内容につきまして調整を進めており、整い次第、契約締結日の翌日から令和７年９月３０日までの契約を行う予定をしております。 続きまして、「２．説明会等、周知の状況について」、でございます。

幅広く広報を行う観点から、北条中学校の文化祭や、北条認定こども園の保護者会、ふれ愛フェスティバルといった機会を通じ、チラシの配布やアンケートのお願い、「(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想」についての説明や質疑応答を行っております。

また、この土曜日には北条小学校の音楽発表会にて、(仮称)ほうじょう学園の設置について保護者にご説明するお時間を頂戴する他、今後も引き続き、新入学児童の保護者に対しての広報、いいもりぷらざにおける地域説明会の開催等を予定しており、こうした様々なイベントを活用し、積極的な広報を継続的に努めてまいります。

続きまして、「3. 検討委員会について」、でございます。

昨年度、全5回開催をいたしました「(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会」につきまして、今年度につきましても引き続き第6回目として開催し、意見集約を図ってまいります。こちらは、学校運営協議会委員や小中学校のPTA、北条認定こども園保護者や区長といった方々にご参加いただく専門部会であり、今年度は基本設計の内容を中心にご議論いただくことを想定しております。

資料作成時には決定しておりませんでした、今年度は第6回を11月29日、加えて来年の1月と3月、合計3回の開催を行う予定をしております。

以上、「(仮称)大東市立ほうじょう学園の進捗状況について」、のご報告となります。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

太田委員

今まで何回か説明会を開催されてきたと思いますが、その中で出た主な疑問や質問を教えてください。

有東課長

主な疑問というのが非常に多岐にわたっておりまして、例えば今回北条認定こども園の保護者の方からは、プールを小学校1年生から違う地域の、言ってみれば民間施設を利用するに際して、そのバスに児童が置き去りにならないですかといった、今回新しくすること、新しく考えておくことについての疑問質問を非常に多く頂戴しております。そういった疑問質問は今の間に全て集約させていただいて、適宜対応策については練っていきたいと考えておるところです。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

北本部長

次回、12月の教育委員会は12月20日(金)午前10時00分からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は12月20日(金)午前10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、11月定例会を終了といたします。

以上

令和6年12月20日

岡本教育長

齊藤委員